

簡易専用水道検査依頼書(簡易検査)

年 月 日

苫小牧水道事業
苫小牧市長 様

設置者 住 所
氏 名

印

水道法第34条の2第2項に基づく検査(簡易検査)を受けたいので、次の施設にかかる建築物における衛生的確保に関する法律第10条に規定する帳簿書類及び簡易専用水道の管理状況を示す書類を添えて検査手数料を納入し、次の施設にかかる簡易専用水道の検査を依頼します。

建築物	名 称			
	所在地			
建築物環境衛生管理技術者氏名		免状番号		
建 築 物 の 用 途				
水槽の種類及び容量		水槽の掃除の実施年月日		
	m ³			
	m ³			

注1 設置者が法人または組合にあっては、主たる事務所の所在及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。

注2 水槽の種類及び容量は、水槽ごとに記入すること。

注3 「水槽の掃除の実施年月日」については、直近の実施年月日を記載すること。

注4 検査依頼の施設が2以上ある場合には、別紙に施設の概要等を記載すること。

検査料金は、検査前に上下水道部営業課窓口にて現金でお支払いしてください。

簡 易 検 査 2,400円

別紙

建築物	名 称			
	所在地			
建築物環境衛生管理技術者氏名			免状番号	
建 築 物 の 用 途				
水槽の種類及び容量			水槽の掃除の実施年月日	

建築物	名 称			
	所在地			
建築物環境衛生管理技術者氏名			免状番号	
建 築 物 の 用 途				
水槽の種類及び容量			水槽の掃除の実施年月日	

建築物	名 称			
	所在地			
建築物環境衛生管理技術者氏名			免状番号	
建 築 物 の 用 途				
水槽の種類及び容量			水槽の掃除の実施年月日	

建築物	名 称			
	所在地			
建築物環境衛生管理技術者氏名			免状番号	
建 築 物 の 用 途				
水槽の種類及び容量			水槽の掃除の実施年月日	

建築物	名 称			
	所在地			
建築物環境衛生管理技術者氏名			免状番号	
建 築 物 の 用 途				
水槽の種類及び容量			水槽の掃除の実施年月日	

建築物	名 称			
	所在地			
建築物環境衛生管理技術者氏名			免状番号	
建 築 物 の 用 途				
水槽の種類及び容量			水槽の掃除の実施年月日	

注 この用紙は検査依頼施設が2以上ある場合に使用すること。

		建築物の名称		
		所在地		
1 施設及びその管理の状態に関する状況				
項 目	判 定 基 準	問題点の有無	備 考	
1 水槽の周囲の状態	1 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されていること	有・無		
	2 清潔であり、ごみ、汚物等が置かれていないこと	有・無		
	3 水槽周辺にたまり水、ゆう水等がないこと	有・無		
2 水槽本体の状態	1 点検、清掃、修理等に支障のない形状であること	有・無		
	2 亀裂し、又は漏水している箇所がないこと	有・無		
	3 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと	有・無		
	4 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密封されていること	有・無		
3 水槽上部の状態	1 水槽上部は水たまりができない状態であり、ほこりその他衛生上有害なものが堆積していないこと	有・無		
	2 水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていないこと	有・無		
	3 水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備、機器等が置かれていないこと	有・無		
4 水槽内部の状態	1 汚泥、赤さび等の沈殿物、槽内壁又は内部構造物の汚れ、塗装の剥離等が異常に存在しないこと	有・無		
	2 掃除が定期的に行われていることが明らかであること	有・無		
	3 外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていないこと	有・無		
	4 当該施設以外の配管設備が設置されていないこと	有・無		
	5 流入口と流出口が近接していないこと	有・無		
	6 水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと	有・無		
5 水槽のマンホールの状態	1 ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり、点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものであること	有・無		
	2 マンホール面は、槽上面から衛生上有効に立ち上がっていること	有・無		
6 水槽のオーバーフロー管の状態	1 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること	有・無		
	2 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること	有・無		
	3 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な距離であること	有・無		
7 水槽の通気管の状態	1 管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態にあること	有・無		
	2 管端部の防虫網が確認でき、正常であること。また、網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること	有・無		
	3 通気管として十分な有効断面積を有するものであること	有・無		
8 水槽の水抜管の状態	1 管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず、その間隔は逆流防止に十分な間隔であること	有・無		
9 給水管等の状態	1 当該施設以外の配管設備と直接連結されていないこと	有・無		
	2 水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないこと	有・無		

2 給水栓における水質検査の状況

番号	検査項目	判 定 基 準	異常の有無	備 考
10	臭 気	異常な臭気が認められないこと	有・無	
11	味	異常な味が認められないこと	有・無	
12	色	異常な色が認められないこと	有・無	
13	色 度	五度以下であること	有・無	
14	濁 度	二度以下であること	有・無	
15	残留塩素	検出されること	有・無	

番号	項 目	問題点の有無	備 考
16	1 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面	不良・良好	
	2 受水層の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図	不良・良好	
	3 水槽の掃除の記録その他の帳簿書類	不良・良好	

4 その他の管理に関する特記事項

《記載要領》

1. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第10条に規定する帳簿書類に基づき、それに記載されている給水の管理の状況について記入すること。
2. 記載にあたっては、当該建築物の建築物環境衛生管理技術者の意見を聞くこと。
3. 表中1～8に掲げる事項については、必要に応じ、水槽ごとに記入すること。
4. 管理の判定基準により各項目ごとに管理上の問題点の有無を○印で囲み、問題点がありの場合は、備考欄にその具体的内容を簡潔に記載すること。

なお、番号13の「色度」、14の『濁度』については、水質基準に関する省令(平成15年度厚生労働省令第101号)に定める基準に適合しない場合には、『異常有』欄を○印で囲むとともに、備考欄にその度数を記載すること。

また、番号15の「残留塩素」については、検出されなかった場合『異常有』欄を○印で囲むこと。